# ○厚生労働省告示第百九十五号

省 び介 二十六 関 地 護 係 域 告 年 12  $\mathcal{O}$ 法 示 総 お 合 律 け  $\mathcal{O}$ 整 的 第 る 八 備 医 な 十三号) 等 確 療 に関 保 及 を推 び ずす 介 る告示・ 護 進  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ る 部 総 を次 た 合  $\mathcal{O}$ 的  $\Diamond$ 施  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 行 ように 関 に 確 伴 係 保 を 法 V. 推 定 律 め、 進  $\mathcal{O}$ 及 す 整 び 平 備 関 る 成二十 た 等 係 8) に 法 関 令  $\mathcal{O}$ 七 す 関  $\mathcal{O}$ 年 Ś 規 係 匹 法 定 法 に 月 律 律 基  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 整 づ 日 き、 か 部 備 等 5  $\mathcal{O}$ 適 施 地 に 用 域 関 行 す す に に る。 る法 伴 お 5 け ただ 厚 律 る 生 医 平 労 療 働 成 及

平成二十七年三月三十一日

第四

及

び

第八

0

規

定

は、

平成二十七

年八

月 一

日

カ

ら適

用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地 域 E お け る 医 療 及 び 介 護  $\mathcal{O}$ 総 合 的 な 確 保 を 推 進 す る た 8 0 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 等 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 

部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 5 厚 生 労 働 省 関 係 告 示  $\mathcal{O}$ 整 備 等 に 関 す る 告

次 12 掲 げ Ź 告 示 0 規 定 中 第 八 条 *(*) 第四 項」 を 第八 条 0 第三項」 に 改 8 る。

第

指 定 医 療 機 関 医 療 担 当規 程 ( 昭 和 <u>-</u> 五 年厚 生省: 告 示第二百二十二号) 第十一 条

生活保護 護 法 第 五. 十二条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定による診 療力 針 及び診 |療報酬 昭昭 和三十四 1年厚生 省告示

百二十五号)第五号

三 医 療 観察指 定 医 療 機 関 医 療 担 当 規程 (平成十 七 年 厚 生 労働省告示第三百 六十七号) 第 七 条

兀 指 定自 立支援 医 療 機 関 (育 成 医 療 • 更 生 医 療) 療 養 担当 規 程 平 -成十八 年厚生 一労働 省告示 第六

## 十五号) 第十条

五. 指 定自 <u>\\</u> 支援 医 療 機 関 精 神 通 院 医 療) 療 養 担当 規 程 平 -成十八 、 年 厚 生 労働省告示 第六 十六号

## )第八条

第二 省令: 護 福 第四 祉 社 士 会 学 条第六号 福 校 祉 指 士 介護 定 0 規 則 福 規定に基づき厚生 第三条第 祉 士 養 成 施 号ヲ及び 設 指 一労働 定 規 大臣 第 則第三 五 条第 が 一条第 別 に + . 定 兀 め 号 号ヲ及 る施設 1 並 び び 第五· 及 び に社 事 会 条第 業 福 + 祉 (昭 应 に 1号イ、 関 和六十二年 す る 社 科 会 目 厚 を定 福 生 祉 省  $\otimes$ 士 介

5 第 第 号 項第十三号中 通 所事 業 又 は 並 第 び 号 に 介護予 介 護 予 防支援 防 支援 事 事 業」 業」 に を 改 8 る。 介護予 防支援事業並 び に地 域支援 事 業 0

う

示

第二百三号)

の —

部を次のように改正する。

予 8 る。 防 第二項 + 第 ビ ス 五. を行 号 中 う 及 事 業 び 並 指 び 定 に 地 第 域 密 号 着 型 事 介 業 護 第 予 防 号 サ 訪 間 ピ 事 ス 業 を行う事 及 び 第 業 뭉 通 を 所 事 業 指 に 定 地 限 る。 域 密 着 型 介 に 改 護

第三 算定方法 厚生 一労働 平 大 成十二年 臣 が 定める利 厚生省告示 用者等 第二十七号)  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 基準  $\mathcal{O}$ 及 び 看 部 を 護 次 職  $\mathcal{O}$ 員等 ように改  $\mathcal{O}$ 員 数 正  $\mathcal{O}$ す 基 Ź. 準 並 びに 通 所介 護 費等  $\mathcal{O}$ 

5 れ 第十五 て *(* ) 一号イ る 利 用  $\mathcal{O}$ 表 定 員 施 行 を超えること。 規 則 第 百 匹 + 0 条 項  $\mathcal{O}$ 中 八 0 規定 施 行 にに 規 基づ 則 第百 き 都 兀 + 道 条 府 県  $\mathcal{O}$ 八 知 事 に を 提 出 地 域 L に た 運 お 営規 け る 程 医 療 に . 定 及び 8

定 省 介 護 12 関 ょ 係  $\mathcal{O}$ 総 省 合 な 令 お 的  $\mathcal{O}$ そ 整 な  $\mathcal{O}$ 備 確 効 等 保 を 力 に 推 を 関 有 進 す る す す る 省 る 令 た ŧ め  $\mathcal{O}$ 平 とさ  $\mathcal{O}$ 成 関 係 れ + た 法 律 施 七 年 行  $\mathcal{O}$ 整 規 厚 生 備 則 第 労 等 百 働 12 関 兀 省 + 令 す Ź 条 第 法  $\mathcal{O}$ 八 律  $\mathcal{O}$ 号) に 改 部 附 め  $\mathcal{O}$ る。 施 則 第 行 兀 に 伴 条 5 第 厚 生 項 労  $\mathcal{O}$ 働 規

V)

第四 算 定 す 介 る 護 額  $\mathcal{O}$ 必 平 要 成  $\mathcal{O}$ 十 二 程 度 年 が 厚 著 生 L 省 < 告 高 示 < 第 な 三十 0 た 九 場 号) 合 12  $\mathcal{O}$ お け 部 る を 介 次 護  $\mathcal{O}$ 保 ょ 険 う 法 K 第 改 兀 正 + す 五. 条 る 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ V)

が 12 規 合に  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 第 十 定 滴 号 分 あ 百 百 五. 第 用 あ  $\mathcal{O}$ 0 ハ + が 中 0 百 号 さ 7  $\mathcal{O}$ 適 九 れ 下 7 は を 条 用 イ る場 加 九 さ は 中 に  $\mathcal{O}$ れ 八 え、 + を 九 合 + 分 る 八 加  $\mathcal{O}$ に 第 法 規 場 + え、 分  $\mathcal{O}$ + 合 · 分 分 あ  $\mathcal{O}$ 匹 百 第 定 百 号 同 0 兀 が に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 百 号 百 1 + 適 あ  $\mathcal{O}$ 中 は 下 九 用 0 ノヽ 中 を 12 条 さ 7  $\mathcal{O}$ 八 九 下 加 れ は を  $\mathcal{O}$ 九 加 + に え、 + る 法 え、 分 分 場 +  $\mathcal{O}$ 八 分の 第 合 +  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 規 **(**法 に 百 号 定 分 第二号 百 五 百 第 ハ + が あ  $\mathcal{O}$ 百 中 適 匹  $\mathcal{O}$ 九 0 1 + 7 を 下 条 用  $\mathcal{O}$ \_\_ 中 加 九 下 は 12  $\mathcal{O}$ さ 九 れ え + を に 条 る。 九 分  $\mathcal{O}$ る 八 加  $\mathcal{O}$ 法 規 + 場 え、 +  $\mathcal{O}$ **(**法 分 百 第 合 分 定  $\mathcal{O}$ 厄 が 同  $\mathcal{O}$ 第 規 12  $\mathcal{O}$ 百 号 定  $\mathcal{O}$ + 適 あ 百 五 下 九 用 0 ハ +が \_ 中 に さ 7 九 条 0 適 は を  $\mathcal{O}$ れ 下 条 用 る 九 に  $\mathcal{O}$ さ 加 **(**法 場 + れ  $\mathcal{O}$ 八 え、 「 (法 第 合 + 分 る 規  $\mathcal{O}$ 定 に 第三 0) 規 場 分 五 合に + あ 百 第 定 が 0 号 兀 九 適 百 が 0 条 7 適 + 用 1  $\mathcal{O}$ あ \_  $\mathcal{O}$ さ 下 用 は 中 九 0 7 n さ を に 条 八 九 は  $\mathcal{O}$ る 加  $\mathcal{O}$ れ 場 + る + 規 え 法  $\mathcal{O}$ 場 八 分 分 定

第五 介 護 給 付 費 及 び 公 費 負担 医 療 等 に 関 す る費 用 等  $\mathcal{O}$ 請 求 に 関 す る省令 第 条 第 項 第 六 号  $\mathcal{O}$ 規 定

に 基づき厚生労働大臣が定め る医・ 療又は介護に関する給付 (平成十二年厚生省告示第五十六号) *(*)

部 を次  $\mathcal{O}$ ように 改 正す Ź.

た れる当該指定に係る第一号訪問事業 年法律第百二十三号) 成二十七 第 を、 八号中 年厚生労働 指定夜間 「指定 介護 対応型訪 省令第四 予防 第百十五 訪 号) 問 問 条の 介 介護をいう。 附 護 四十五の三第一 則 (介護保険法第百 第二条第三号の 0 下に \_ 「介護 0) 項に 下 に 規 保 十五条の四十五第一項第一号イに規定する第 定 規定する指定事業者をいう。 険 並 法 に び ょ 施 ŋ に指定事業者 行規 なおそ 則 等  $\mathcal{O}$ 0 効力を有するも 部を改 (介護保 正 する。 険 に 法 ょ 省 のとされ 伞 ŋ 令 成九 行 伞 わ

要介護 認 定等基準 時 間 0) 推 計

号訪問

事業をい

う。

\_

を 加

える。

第六 0) 方法 (平成十二年厚 生省告示第九十一号) の一部を次のように

改 Ē す Ź。

別 表第 を次のように改め る。

ツメ

調査は、調査対象者が通常の状態(調査可能な状態)であると きに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、 通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

| 保険者番号         | 被保険者番号 |
|---------------|--------|
| <b>外队日田</b> 7 | 以外次百亩万 |

### 認定調査票(概況調査)

| Т  | 調査実施者 | (記入者) |
|----|-------|-------|
| Ι. | 加且天心石 | (記入名) |

| 1 調査実施者                    | (記人者)                         |                |            |       |                |                             |                        |              |          |
|----------------------------|-------------------------------|----------------|------------|-------|----------------|-----------------------------|------------------------|--------------|----------|
| 実施日時                       | 平成 年                          | 月 日            | 実施場所       | 自宅    | 内 自宅           | <b>外</b> (                  |                        |              | )        |
| ふりがな                       |                               |                |            |       |                |                             |                        |              |          |
| 記入者氏名                      |                               |                |            | 所原    | 易機 関           |                             |                        |              |          |
| Ⅱ 調査対象者                    | ž<br>I                        |                |            |       |                |                             |                        |              |          |
| 過去の認定                      | 初回・<br>(前回認定                  | 2回め<br>年       | 以降<br>月 日) | 前回    | 認定結果           | 非該当・                        | 要支援(  )                | ・要介護(        | ( )      |
| ふりがな                       |                               |                |            |       |                |                             | 明治・大正・昭和               |              |          |
| 対象者氏名                      |                               |                |            | 性別    | 男・女            | 生年月日                        | 年月                     | 日(           | 歳)       |
|                            | 〒 −                           |                |            |       | l              |                             |                        | ·            |          |
| 現住所                        |                               |                |            |       |                | 電話                          | _                      | _            |          |
| 家族等連絡先                     | 〒 - 氏名(                       |                | )調査対象      | きとの閏: | 孫 ( )          | 電話                          | _                      | _            |          |
| 田 田左至けっ                    |                               |                |            |       | -              | <u> </u><br>:=コユー <i>ナノ</i> | <u> </u><br>' +: + 1 \ |              |          |
|                            | いるサービス                        |                |            |       |                |                             |                        | コ目 町士 (土) 原土 | <u> </u> |
|                            | <b>認定調査を行った月</b> の<br>目数を記載 〕 | ハサービスを         | 引用凹剱を記入。   | いたますい | ) 储祉用具負子       | <b>よ湖登日時点の、</b>             | 特定(介護予防)福祉             | 刊兵販売は過去      | 6月(0)    |
| 口(介護予防)訪                   | 問介護(ホームヘルプ)                   | ·訪問型·          | サービス 月     |       | 口(介護予          | 防)福祉用具1                     | 貸与                     |              | 品目       |
| 口(介護予防)訪                   | 問入浴介護                         |                | 月          |       | 口特定(介          | 護予防)福祉                      | 用具販売                   |              | 品目       |
| 口(介護予防)訪                   | 問看護                           |                | 月          |       | □住宅改修          | <b>§</b>                    |                        | あり           | ・なし      |
| 口(介護予防)訪                   | 問リハビリテーション                    |                | 月          |       | 口夜間対応          | 型訪問介護                       |                        | 月            | 日        |
| 口(介護予防)居                   | 宅療養管理指導                       |                | 月          |       | 口(介護予          | 防)認知症対抗                     | <sup>志</sup> 型通所介護     | 月            | 日        |
| 口(介護予防)通                   | 所介護(デイサービス                    | )·通所型          | サービス月      |       | 口(介護予          | 防) 小規模多標                    | 幾能型居宅介護                | 月            | 日        |
| 口(介護予防)通                   | 所リハビリテーション(デ                  | <i>1</i> ケア)   | 月          |       | 口(介護予          | 防)認知症対原                     | <sup>芯型共同生活介護</sup>    | 月            | 日        |
| 口(介護予防)短                   | 期入所生活介護(                      | (ショートステイ)      | 月          | 日     | □地域密着          | 量特定施設,                      | 入居者生活介護                | 月            | B        |
|                            | 期入所療養介護(                      |                |            | 日     | □地域密着          | 型介護老人                       | 福祉施設入所者生               | 活介護 月        | 日        |
| □(介護予防)特                   |                               | 舌介護            | 月_         | 日     | 口定期巡回          | □・随時対応3                     | 型訪問介護看護                | 月            | □        |
| □看護小規模多                    |                               |                | 月_         | B     |                |                             |                        |              |          |
| □市町村特別給                    |                               |                |            |       |                |                             | ]                      |              |          |
| □介護保険給付                    | 外の在宅サービス                      | ス [            |            |       |                |                             |                        |              |          |
| 施設利用                       |                               |                |            | 施     | 設 連 絡:         | <br>先                       |                        |              |          |
| 口介護老人福祉抗                   | <b>施設</b>                     |                |            |       |                |                             |                        |              |          |
| □介護老人保健施設                  |                               |                | 施          | 施設名   |                |                             | _                      |              |          |
| □介護療養型医療                   | <b>寮施設</b>                    |                |            |       |                |                             |                        |              |          |
| □認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム) |                               |                |            | 更番号   | _              |                             |                        |              |          |
| □特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等)   |                               |                | 施          | 设住所   |                |                             |                        |              |          |
| □医療機関(医療                   |                               | 床)             |            |       |                |                             |                        |              |          |
| □医療機関(療養病床以外)              |                               |                |            |       |                |                             |                        |              |          |
| □ 7 0 // 0 ±==             |                               |                |            |       |                | æ                           |                        |              |          |
| □その他の施設<br>IV 調査対象者        | y &                           | =m <del></del> | * +        |       | J 11: 18 == #" | 電話                          | ー<br>日常生活に支降           | <u> </u>     | _        |

な環境の有無)、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

| 認定調査           | 票(基本調査)            |                      |         |                   |                |
|----------------|--------------------|----------------------|---------|-------------------|----------------|
| 1-1 麻痺等        | の有無について、あて         | はまる番号すべて             | に〇印をつけ  | てください。(複数         | 回答可)           |
| 1. ない          | 2. 左上肢             | 3. 右上肢               | 4. 左下肢  | 5. 右下肢            | 6. その他(四肢の欠損)  |
| 1-2 拘縮の        | )有無について、あて         | はまる番号すべ              | てに○印をつん | ナてください。( <b>巻</b> | <b>[数回答可</b> ) |
| 1. ない          |                    |                      | 受関節     | 4. 膝関節            | 5. その他 (四肢の欠損) |
| 1-3 寝返り        | について、あてはま          | る番号に一つだり             | ナ〇印をつけ、 | てください。            |                |
| 1. つか          | まらないでできる           | 2. 何か                | につかまれば  | できる               | 3. できない        |
| 1-4 起き上        | <b>:</b> がりについて、あて | はまる番号に一つ             | っだけ○印を・ | つけてください。          | 1              |
| 1. つか          | まらないでできる           | 2. 何か                | につかまれば  | できる               | 3. できない        |
| 1-5 座位保        | 持について、あてはま         | る番号に一つだけ(            | ○印をつけてく | ださい。              |                |
| 1. できる         | る <b>2</b> . 自分の手で | 支えればできる              | 3. 支えて  | もらえればできる          | 4. できない        |
| 1-6 両足て        | の立位保持について          | 、あてはまる番 <sup>・</sup> | 号に一つだけ( | ○印をつけてくだ          | さい。            |
| 1. 支え          | なしでできる             | 2. 何か                | 支えがあればつ | できる               | 3. できない        |
| <b>1-7</b> 歩行に | こついて、あてはまる         | 番号に一つだけ(             | ○印をつけて・ | ください。             |                |
| 1. つか          | まらないでできる           | 2. 何か                | につかまればつ | できる               | 3. できない        |
| 1-8 立ち上        | :がりについて、あて         | はまる番号に一つ             | っだけ○印を~ | oけてください。          |                |
| 1. つか          | まらないでできる           | 2. 何か                | につかまればつ | <b>ごきる</b>        | 3. できない        |
| 1-9 片足で        | ・の立位保持について         | 、あてはまる番              | 号に一つだけ( | )印をつけてくだ          | さい。            |
| 1. 支え          | なしでできる             | 2. 何か                | 支えがあればつ | <b>ごきる</b>        | 3. できない        |
| 1-10 洗身        | こついて、あてはま?         | る番号に一つだけ             | ·O印をつけて | ください。             |                |
| 1. 介助          | されていない             | 2. 一部介助              | 3.      | 全介助               | 4. 行っていない      |
| 1-11 つめ        | 刃りについて、あてん         | はまる番号に一つ             | だけ〇印をつ  | けてください。           |                |
| 1. 介助          | されていない             | 2. 一部                | 介助      |                   | 3. 全介助         |
|                |                    |                      |         |                   |                |

調査日\_\_\_\_年\_月\_日\_ 保険者番号\_\_\_\_\_\_ 被保険者番号\_\_\_\_\_

| 1-12 | 2 視力について、あてに                            | まる番号に一つだけ(                   | O印をつけてください。      |                   |  |  |
|------|---|------------------------------|------------------|-------------------|--|--|
|      | 1. 普通(日常生活に支障                           | <b>iがない</b> )                |                  |                   |  |  |
|      | 2. 約 1m離れた視力確認表の図が見える                   |                              |                  |                   |  |  |
|      | 3. 目の前に置いた視力確                           | 認表の図が見える                     |                  |                   |  |  |
|      | 4. ほとんど見えない                             |                              |                  |                   |  |  |
|      | 5. 見えているのか判断不                           | 能                            |                  |                   |  |  |
|      |   |                              |                  |                   |  |  |
| 1-13 | 3 聴力について、あてに                            | ままる番号に一つだけ(                  | O印をつけてください。      |                   |  |  |
|      | 1. 普通                                   |                              |                  |                   |  |  |
|      | 2. 普通の声がやっと聞き                           | 取れる                          |                  |                   |  |  |
|      | 3. かなり大きな声なら何                           | とか聞き取れる                      |                  |                   |  |  |
|      | 4. ほとんど聞えない                             |                              |                  |                   |  |  |
|      | 5. 聞えているのか判断不                           | 能                            |                  |                   |  |  |
|      |   |                              |                  |                   |  |  |
| 2-1  | 移乗について、あては                              | まる番号に一つだけ○                   | 印をつけてください。       |                   |  |  |
|      | 1. 介助されていない                             | 2. 見守り等                      | 3. 一部介助          | 4. 全介助            |  |  |
|      |   |                              |                  |                   |  |  |
| 2-2  | 移動について、あては                              | まる番号に一つだけ○                   | 印をつけてください。       |                   |  |  |
|      | 1. 介助されていない                             | 2. 見守り等                      | 3. 一部介助          | 4. 全介助            |  |  |
|      |   |                              |                  |                   |  |  |
| 2-3  | えん下について、あて                              |                              |                  |                   |  |  |
|      | 1. できる                                  | 2. 見                         | 守り等              | 3. できない           |  |  |
| 0.4  | <b>本古垣でいっい。</b> よ                       | 一はより乗りに こど                   | DLOTH4 コユーノユッチュ、 |                   |  |  |
| Z-4  | <b>食事摂取について、あ</b><br>1. 介助されていない        | <u>てはまる番号に一つた</u><br>2. 見守り等 | `け○印をつけてください。    | 4 公公田             |  |  |
|      | 1. 年期されていない                             | 2. 兄寸り寺                      | 3. 一部介助          | 4. 全介助            |  |  |
| 2-5  | 排尿について、あては                              | まる番号に一つだけ○                   | 印をつけてください。       |                   |  |  |
|      | 1. 介助されていない                             | <b>2</b> . 見守り等              | 3. 一部介助          |                   |  |  |
|      | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |                              |                  | <del></del> /. /· |  |  |
| 2-6  | 排便について、あては                              | まる番号に一つだけ○                   | 印をつけてください。       |                   |  |  |
|      | 1. 介助されていない                             | 2. 見守り等                      | 3. 一部介助          | 4. 全介助            |  |  |
|      |   |                              |                  |                   |  |  |
| 2-7  | 口腔清潔について、あ                              | てはまる番号に一つだ                   | け○印をつけてください。     |                   |  |  |
|      | 1. 介助されていない                             | 2. — i                       | 部介助              | 3. 全介助            |  |  |
|      |   |                              |                  |                   |  |  |
| 2-8  | 洗顔について、あては                              |                              |                  |                   |  |  |
|      | 1. 介助されていない                             | 2. —                         | 部介助              | 3. 全介助            |  |  |

| <b>2-9</b> 整髪について、あては   | まる番号に一つだけ○               | 印をつけてください。                 |  |
|-------------------------|--------------------------|----------------------------|--|
| 1. 介助されていない             | 2. —                     | 部介助                        | 3. 全介助   |
|                         |                          |                            |  |
|                         |                          | っだけ○印をつけてくださレ              |  |
| 1. 介助されていない             | 2. 見守り等                  | 3. 一部介助                    | 4. 全介助   |
|                         |                          |                            |  |
|                         | <u>、て、あてはまる番号に</u>       | こ一つだけ〇印をつけてくた              | <i>ごさい。</i>  |
| 1. 介助されていない             | 2. 見守り等                  | 3. 一部介助                    | 4. 全介助   |
|                         |                          |                            |  |
| -12 外出頻度について、a          | らてはまる番号に一つた              | どけ○印をつけてください。              |  |
| 1. 週 1 回以上              | 2. 月                     | 1回以上                       | 3. 月 1 回未満   |
|                         |                          |                            |  |
| -1 意思の伝達について、           | あてはまる番号に一つ               | だけ○印をつけてください               | 0  |
| 1. 調査対象者が意思を他           | 者に伝達できる                  |                            |  |
| 2. ときどき伝達できる            |                          |                            |  |
| 3. ほとんど伝達できない           |                          |                            |  |
| 4. できない                 |                          |                            |  |
| 1. できる                  |                          | <b>まる番号に一つだけ○印を</b><br>きない |  |
| <b>0</b>                | william and the contract | ユッボロ)・ _ ユハハユへrn ユ         | ر مای لامل در مساور در ساور در مساور در مساور در در مساور در |
| -3 生年月日や年齢を言り<br>1. できる |                          | <b>まる番号に一つだけ○印を</b><br>きない | つけてくたさい。   |
| 1. (30                  | 2. 0                     | <u>9171, </u>              |  |
| -4 毎期記憶(面接調査の           | <b>直前に何をしていたか</b>        | 思い出す)について「あて」              | はまる番号に一つだけ○印をつけ  |
| てください。                  | 正明に向として たん               |                            |  |
| 1. できる                  | <b>2</b> . で             | きない                        |  |
|                         |                          |                            |  |
| <b>-5</b> 自分の名前を言うこと    | について、あてはまる               | 番号に一つだけ○印をつけ               | てください。   |
| 1. できる                  | <b>2</b> . で             | きない                        |  |
|                         |                          |                            |  |
| <b>-6</b> 今の季節を理解するこ    | とについて、あてはま               | る番号に一つだけ○印をつ               | けてください。  |
| 1. できる                  | 2. で                     | きない                        |  |
|                         |                          |                            |  |
| -7 場所の理解(自分がい           | る場所を答える)につ               | いて、あてはまる番号に一               | つだけ○印をつけてください。   |
| 1. できる                  | <b>2</b> . T             | きない                        |  |
|                         |                          |                            |  |
| -8 徘徊について、あては           | まる番号に一つだけ○               | 印をつけてください。                 |  |
| 1. ない                   | 2. と                     | きどきある                      | 3. ある  |

| 1. ない   | <b>2</b> . ときどきある   | 3. ある   |
|---|---|---|
| 4 BL-2 V/m > 1 . L . L . 1 × 1 · 1 · .  |   | _ 1281.1 ( ) Fire _ 1.1 > 128.6 ) .   |
|   | 被害的になることについて、あてはまる番号に   |   |
| 1. ない   | <b>2</b> . ときどきある   | 3. ある   |
| 2 作話をすることにつ   | いて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけて   | ください。   |
| 1. ない   | 2. ときどきある   | 3. ある   |
| <b>3</b> 泣いたり、笑ったり<br>さい。   | して感情が不安定になることについて、あてはこ  | まる番号に一つだけ○印をつけてく  |
| 1. ない   | 2. ときどきある   | 3. ある   |
| <ul><li>4 昼夜の逆転について。</li><li>1. ない</li></ul>  | 、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてくだ<br>2 しょじょちょ   | <b>さい。</b><br>3. ある   |
| 1. /\$/ '   | <b>2</b> . ときどきある   | <b>১</b> . প্রত   |
| 5 しつこく同じ話をす   | ることについて、あてはまる番号に一つだけ○   | 印をつけてください。  |
| 1. ない   | 2. ときどきある   | 3. ある   |
| <ul><li>6 大声をだすことにつ</li><li>1. ない</li></ul>   | <b>いて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけて</b><br>2. ときどきある   | <b>ください。</b><br>3. ある   |
| 1. ない   |   | 3. ある   |
| 1. ない   | <b>2</b> . ときどきある   | 3. ある   |
| 1. ない<br>7 <b>介護に抵抗する</b> こと<br>1. ない   | 2. ときどきある<br>について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ<br>2. ときどきある   | 3. ある<br>けてください。<br>3. ある   |
| 1. ない<br>7 <b>介護に抵抗すること</b><br>1. ない  | 2. ときどきある<br>について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ  | 3. ある<br>けてください。<br>3. ある   |
| <ol> <li>1. ない</li> <li>7 介護に抵抗すること</li> <li>1. ない</li> <li>8 「家に帰る」等と言う</li> <li>1. ない</li> <li>9 一人で外に出たがり</li> </ol>                                     | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある   | 3. ある<br>けてください。<br>3. ある<br>号に一つだけ〇印をつけてください。<br>3. ある   |
| <ul><li>1. ない</li><li>7 介護に抵抗すること</li><li>1. ない</li><li>8 「家に帰る」等と言</li><li>1. ない</li></ul>   | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある   | 3. ある<br>けてください。<br>3. ある<br>号に一つだけ〇印をつけてください<br>3. ある  |
| <ol> <li>1. ない</li> <li>7 介護に抵抗すること</li> <li>1. ない</li> <li>8 「家に帰る」等と言う</li> <li>1. ない</li> <li>9 一人で外に出たがり</li> <li>1. ない</li> </ol>                      | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある   | 3. ある けてください。 3. ある 号に一つだけ〇印をつけてください。 3. ある 一つだけ〇印をつけてください。 3. ある   |
| <ol> <li>1. ない</li> <li>7 介護に抵抗すること</li> <li>1. ない</li> <li>8 「家に帰る」等と言</li> <li>1. ない</li> <li>9 一人で外に出たがり</li> <li>1. ない</li> <li>10 いろいろなものを集</li> </ol> | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある  目が離せないことについて、あてはまる番号に 2. ときどきある                                  | 3. ある けてください。 3. ある 号に一つだけ〇印をつけてください。 3. ある 一つだけ〇印をつけてください。 3. ある   |
| 1. ない 7 介護に抵抗すること 1. ない 8 「家に帰る」等と言 1. ない 9 一人で外に出たがり 1. ない 10 いろいろなものを集 ください。 1. ない  | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある 目が離せないことについて、あてはまる番号に 2. ときどきある                                   | 3. ある けてください。 3. ある 号に一つだけ〇印をつけてください。 3. ある 一つだけ〇印をつけてください。 3. ある Cはまる番号に一つだけ〇印をつけ                                |
| 1. ない 7 介護に抵抗すること 1. ない 8 「家に帰る」等と言 1. ない 9 一人で外に出たがり 1. ない 10 いろいろなものを集 ください。 1. ない  | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ○印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある 目が離せないことについて、あてはまる番号に 2. ときどきある  こ. ときどきある  2. ときどきある             | 3. ある けてください。 3. ある 号に一つだけ〇印をつけてください。 3. ある 一つだけ〇印をつけてください。 3. ある Cはまる番号に一つだけ〇印をつけ                                |
| 1. ない 7 介護に抵抗すること 1. ない 8 「家に帰る」等と言 1. ない 9 一人で外に出たがり 1. ない 10 いろいろなものを集 ください。 1. ない 11 物を壊したり、衣物   | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある 目が離せないことについて、あてはまる番号に 2. ときどきある  きめたり、無断でもってくることについて、ある 2. ときどきある | 3. ある けてください。 3. ある 号に一つだけ〇印をつけてください。 3. ある 一つだけ〇印をつけてください。 3. ある  にはまる番号に一つだけ〇印をつけ 3. ある                         |
| 1. ない 7 介護に抵抗すること 1. ない 8 「家に帰る」等と言 1. ない 9 一人で外に出たがり 1. ない 10 いろいろなものを集 ください。 1. ない 11 物を壊したり、衣物 1. ない   | 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある い落ち着きがないことについて、あてはまる番 2. ときどきある 目が離せないことについて、あてはまる番号に 2. ときどきある  きめたり、無断でもってくることについて、ある 2. ときどきある | 3. ある けてください。 3. ある 号に一つだけ〇印をつけてください。 3. ある 一つだけ〇印をつけてください。 3. ある  なはまる番号に一つだけ〇印をつけ 3. ある けに一つだけ〇印をつけてください。 3. ある |

| <b>4-13</b> 意味もなく独り言   | 言や独り笑いをすることについて、  | あてはまる番号           | に一つだけ○印をつけてください。    |
|------------------------|---|-------------------|---------------------|
| 1. ない                  | <b>2</b> . ときどき   | ある                | 3. ある               |
| 4-14 自分勝手に行動で          | することについて、あてはまる番号  | ・に一つだけ〇印          | をつけてください。           |
| 1. ない                  | <b>2</b> . ときどきな  | ある                | 3. ある               |
| <b>4-15</b> 話がまとまらず、   | 会話にならないことについて、あ   | てはまる番号に           | 一つだけ〇印をつけてください。     |
| 1. ない                  | <b>2</b> . ときどきな  | ある                | 3. ある               |
| <b>5-1</b> 薬の内服について    | 、あてはまる番号に一つだけ○印   | をつけてくださv          | <b>\</b> _0         |
| 1. 介助されていない            | 2. 一部介助   |                   | 3. 全介助              |
| <b>5-2 金銭の管理</b> につい   | て、あてはまる番号に一つだけ○F  | 印をつけてくださ          | ۶۷٬ <sub>۰</sub>    |
| 1. 介助されていない            | 2. 一部介助   |                   | 3. 全介助              |
| 1. できる(特別な場            | ついて、あてはまる番号に一つだい合でもできる) 2. 特別な場合を除い<br>ついて、あてはまる番号に一つだい | てできる <b>3</b> . 日 | 常的に困難 4. できない       |
| <u>1. ない</u>           | 2. ときどきa  |                   | 3. ある               |
| ·                      | あてはまる番号に一つだけ〇印を   |                   | A                   |
| 1. 介助されていない            | 2. 見守り等   | 3. 一部介助           | <b>4</b> . 全介助      |
| 5-6 簡単な調理につい           | て、あてはまる番号に一つだけ○□  | 印をつけてくださ          | ٢٧٠,                |
| 1. 介助されていない            | 2. 見守り等   | 3. 一部介助           | 4. 全介助              |
| 6 過去14日間に受け<br>(複数回答可) | けた医療について、あてはまる番   | 号すべてにOF           | 口をつけてください。          |
| 処置内容                   | 1. 点滴の管理 2. 中心静脈栄養                                      | 3. 透析             | 4. ストーマ(人工肛門)の処置    |
|                        | 5. 酸素療法 6. レスピレーター                                      | ·(人工呼吸器)          | 7. 気管切開の処置          |
|                        | 8. 疼痛の看護 9. 経管栄養  |                   |                     |
| 特別な対応                  | 10. モニター測定(血圧、心拍、酸素                                     | 飽和度等)             | 11. じょくそうの処置        |
|                        |   |                   | 0 6 ( 0 ) 0 / 0 / 0 |

## 7 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ〇印をつけてください。

| 障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) | 自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2  |
|-----------------------|-----------------------------|
| 認知症高齢者の日常生活自立度        | 自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M |

|           | 調査日 <u>年月日</u> 保険者番号 <u></u> 被保険者番号 <u></u> 被保険者番号   |
|-----------|--|
|           |  |
|           | 起居動作に関連する項目についての特記事項   |
|           | 有無,1-2 拘縮の有無,1-3 寝返り,1-4 起き上がり,1-5 座位保持,1-6 両足での立位,1-7 歩行,1-8 立ち<br>5 日本の立体,1 10 独身,1 11 つめ切り,1 12 想力,1 12 聴力。 |
|           | 片足での立位,1-10 洗身,1-11 つめ切り,1-12 視力,1-13 聴力   |
| ( )       |  |
| ( )       |  |
|           |  |
|           | - 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.   |
|           | 『ン等の着脱、2-12 外出頻度   |
|           |  |
| ( )       |  |
| ()        |  |
| 3 認知機能    |  |
| 3-1 意思の伝  | 達,3-2 毎日の日課を理解,3-3 生年月日を言う,3-4 短期記憶,3-5 自分の名前を言う,3-6 今の季節を理解,  |
| 3-7 場所の理  | 解,3-8 徘徊,3-9 外出して戻れない  |
| ( )       |  |
| ()        |  |
| ( )       |  |
| 4 精神・行    | 動障害に関連する項目についての特記事項  |
| 4-1 被害的,  | 4-2 作話,4-3 感情が不安定,4-4 昼夜逆転,4-5 同じ話をする,4-6 大声を出す,4-7 介護に抵抗,4-8 落ち   |
| 着きなし、4-   | 9 一人で出たがる,4-10 収集癖,4-11 物や衣類を壊す,4-12 ひどい物忘れ,4-13 独り言・独り笑い,4-14   |
| 自分勝手に行    | 動する,4-15 話がまとまらない  |
| ( )       |  |
| (         |  |
| ( )       |  |
| 5 社会生活    | への適応に関連する項目についての特記事項   |
| 5-1 薬の内服, | 5-2 金銭の管理,5-3 日常の意思決定,5-4 集団への不適応,5-5 買い物,5-6 簡単な調理  |
| ()        |  |
| ( )       |  |
| ( )       |  |
|           | 療についての特記事項   |
| 6 特別な医療   |  |
| ( )       |  |

7 日常生活自立度に関連する項目についての特記事項

7-1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度), 7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

第七 介護 保 険 法 施 行 規則第八十三条の二第七号の 規定に基づき厚生労働大臣 上が定め る給付 平 成十

二年厚生省告示第百九十三号)の一部を次のように改正する。

成二十七 第十号 年厚 中 「指定 生 労 介護 働 省 予防 令第四 訪 問 号) 介 附 護 則  $\subseteq$ 第二 0) 下に 条第三号の 「介護 規 保 定 険 法 に 施 ょ り 行 規 な お 則 そ 等 0  $\mathcal{O}$ 効力を有 部 を 改 するも 正 する <u>0</u> 省令 とされ 平

第八 次に掲げる告示の規定中「六月」を「七月」に改める。

た

を加え

る。

厚生労働大臣が ,定め る旧措置入所者の 所得の区分及び割合(平成十七年厚生労働省告示第四 百

九号)表の二の項

- 担 限 介護 度 額 保 険 平 法 成 第 + 五 七 + 年 厚 条 の 三 生 一労働 一第二 省 告示: 項 第 一 第 号及び: 四 百 十三号) 第六十一 表 条  $\mathcal{O}$ の三第二 四  $\mathcal{O}$ 項 一項第 号に規定する食費  $\mathcal{O}$ 負
- 一第二 介 護 項第二 保 険 法 号に規定する 第 五. + 条  $\mathcal{O}$ 滞  $\equiv$ 第二 在 費 項第二号に  $\mathcal{O}$ 負 担 限 度 規定す 額 平 る 成 十 居 七 住 年 費 · 厚  $\mathcal{O}$ 生労 負 担 働 限 度額 省 告 示第四 及 び 同 法 百 第六 + 匹 号) + 条 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$

二の項

- 兀 働 省告示第四 介護保険法施行法第十三条第五 百十七号) 表 0 兀  $\mathcal{O}$ 項第 項 号に規定する食費の特定負 担限 度 額 (平成十七 年厚 生 労
- 五. 介 護 保 険 法 施 行法第十三条第五 項第二号に規定する居住費の特定負担限度額 (平成十七 年 ·厚 生

労働省告示第四百十八号)表の三の項

第九 平 成 十 九 年 厚 生労働的 省告示第五十三号 **医** 療 法 施 行 規則 別 表 第一の 規 定に基づく病院、 診 療 所

又 は 助 産 所 0) 管 理 者 が 都 道 府 県 知 事 た報告 L な け れ ば なら な V) 事 項とし て 医 療 法施 行 規 則 別 表 第

する。

12 · 掲 げ る 事 項 0 うち、 厚生労働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ るも  $\bigcirc$ 0 部を次 0 ように改正

第十条に次の一号を加える。

十九 第一号通所事業に係る事業所

第十五条に次の一号を加える。

八 地域支援事業

イ 第一号訪問事業

口 第一号通所事業

第十 平 ·成二十. Ė 厚 生 労働省告示第三十一号 (介護保険 法 施 行 令 附 則 第八条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基づく厚

生労働大臣 が 定め る主要介護 給付等 費用適 正 化事 業)  $\mathcal{O}$ 部 を次 0 ように改正 する。

第二号中 「第八条の二第十八 項」 を 「第八条 の二第十六項」 に改め、 第三号中 「第八条の二第十

二項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第十一 特 掲 診 療料 の施設基準等 (平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一 部を次のように改正

する。

条第七 第 八 推  $\otimes$ 力  $\mathcal{O}$ 合 で有り 号 条 とい とさ + 確 進 第 兀 第 の <u>ニ</u> 保 す 兀 訪 す 項 う。 条 問 れ る 几 推  $\mathcal{O}$ 第 Ź 第 事 た 兀  $\mathcal{O}$ 進 た は 業 兀 九 ŧ を 医 法 8  $\mathcal{O}$ 項 若 <u>0</u> 第 兀 項 療  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 医医 とされ لح 介 関  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 八 L (3)に 条 護 係 規 <  $\mathcal{O}$ 療 1 の 二 -改 中 定 (7)介 う。 は 総 法 た 中 め、 護 合 に 同 律 一第二 総合 号 旧 同 ょ 確  $\mathcal{O}$ 介 第四 介 整 法 Ŋ 口 保 附 護 第 項」 護 な に 確 推 則 備 保 保 規 保 第 等 八条の二第二項」 お  $\mathcal{O}$ 進 推 に、 険 そ 定 険 兀 法 + に 法 す 法 進 第 関  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_\_ 第八 効 兀 法 す る 五. 条 Ź 第 力 附 同 条 又  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (4)下に を 条 条 則  $\mathcal{O}$ は 法 第十一 号 有 中 の 二 第三 規 第 律 す 通 定 + 伞 第 一第七 項 に Ź を 第 所 兀 八条 ŧ 百 条 ょ 条 成 事 地地 項 二 十 又 第二 業 + を る  $\mathcal{O}$ とさ の二第 改 は 域 を 五. に、 第十 行 介 項 六 に 条 正 れ 護 年 お う  $\mathcal{O}$ 前  $\mathcal{O}$ 九項」 ける医 た 者 兀 匹 保 規 法  $\mathcal{O}$ + 同 条 介 定 律 旧 又 険 は 条第 第二 法 に 第 介 五 護 第 療 を 護 第 保 ょ 八 医 及び 十 一 保 療 項 八 り 十三号。 険 「第八条 条 項 な 険  $\mathcal{O}$ 法 介 第 介護 項」 法 規 お 護 の二第二項」 以 定に 総 そ を の 二 合 号  $\mathcal{O}$ を 下 以  $\mathcal{O}$ より 総 下 加 1 効 確 「介護 一第七 合的 え、 保 に 力 旧 「 医 規 な を 推 介 項」 保 お に、 定 有 な 進 護 療 そ す 保 す 確 又 法 険 介 る は 附 に 法 る 護 保  $\mathcal{O}$ 険 第 改 法 を 則 第 効 同 総

第十二 厚 生労働 要 介 省 告示 護 被 第 保 百 険 二 十 所者等で. -八号) あ る患者に 0) 部を次 つい 7  $\mathcal{O}$ ように 療 養 に 改 要す 正 一する。 る費用  $\mathcal{O}$ 額 を算定できる場 合 平 -成二十.

を

若

L

Š

に

改

8

る。

第 别 八条 表 第 の 二 備 第十 考 第 項」 四号 中 を 「第八 第 八 条 条の二第 の 二 一第 八 九 項 項」 に を 改 「 第 8 る。 八 条 の 二 一第七 項」 に改め、 同 表備考第六号中

第 别 八 表 第二 条 の 二 備 第 考 第 + 兀 項 뭉 中 を 「 第 「 第 八条 八 条 の 二 の二第六 一第 八 項 項 を に 改 「 第 め る。 八 条 の 二 第 五. 項」 に 改 め、 同 表備 考 第九号 中

第十三 省 令 附 則 高 第 齢 + 者 七  $\mathcal{O}$ 条 医 療  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 定 確 に 保 基 に づ 関 き厚 す る 生 法 労 律 働 に 大 ょ 臣 る が 保 定 険  $\Diamond$ 者 る  $\mathcal{O}$ 施 前 設 期 高 平 齢 成 者 <u>一</u> 十 交付 金 等 年 厚 生  $\mathcal{O}$ 労 額 働  $\mathcal{O}$ 算 省 告 定 等 示 第 に 関 百 七 す る

第六号 中 第 八 条 の二第十 七 項」 を 「第八条 の二第十五 項」 に改め、 第七 号中 第八条 が の 二 第十 八号)

0

部

を

次

0

ように改

8

る。

六

項

を

「 第

八条

の 二

一第十

匹

項」

に改

らめる。

第十 成二 匹 <u>一</u>十 六 医 年 療 厚 法 生 施 労 行 働 規 ?省告! 則第三十 示 第三百六十二号) 条の三十三の六第 0 部 項 を  $\mathcal{O}$ 次 規 定 0 よう に 基づき厚生労 ĺZ 改 め る 働 大臣 が 定める方法 平

三十 二号」 腔 能 を 第 五 鏡 表 血 下 を 条 号 病 を 手 0 に 床 漿 第三十条 術 規 0 交 「第三十条の十三第 換換 第二 定 機 を す 能 療 項 る 法 ( 医 胸 0 第六号」 病 腔。 十三第一 床 療 に、 鏡 法  $\mathcal{O}$ 機 下 (昭 に、 手 能 胸 項 第 一 術 を 和二十三年 腔 項第二号」 1 又は 「第三十条の に、 う。 号には 腹 以 「腹 腔 規定する基準 法 下 洗 腔 に改 律第二 同 浄 ľ 十 二 鏡 め、 下 を 一第 手 百 術 同 五. 胸 項 号。 表 日  $\mathcal{O}$ 腔; 入院 を 病 第 項 又 床 中 以 「腹 は 患者 号に出 機 下 腹 能 第 腔。 法」 腔; に提供 鏡 三十 規定す 洗浄」 に、 下 · 条 とい 手 術 る基 の 三 する医 に、 第三十 う。 準 一第 に、 第三十 療 二項 日 腹 条 に 0 膜 血 内 第  $\mathcal{O}$ お 灌 + \_ 漿 容 け 条 五. 号 の 三 流 交 る  $\mathcal{O}$ 換 項 第 病 を 第 中 療 を 床 法 項  $\mathcal{O}$ 腹 第 胸 項 機 第

膜灌流」に、「重度褥瘡処置」を「重度褥瘡処置」に改める。

第十五 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針(平成二十六年厚生労働省告示第三百

七十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条の十五第一項」を「第三十条の二十一第一項」に改める。